

脱炭素社会ぎふモデル住宅普及事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、脱炭素社会ぎふモデル住宅普及事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定による補助金の適正な交付を図ることを目的とする。

第2 申込書の受付期間

要綱第5条第2項で定める申込書の受付期間は、申込書の提出をする日の属する年度の5月1日から11月15日までとする。

※ 工事請負契約又は売買契約を当該年度の4月1日以降に締結したものを対象とする。

第3 申込み多数の場合の処置

申込み総額が予算を上回る場合は、次の手順により承認を行うものとする。

- 一 住宅性能表示基準の断熱等性能等級6以上かつ一次エネルギー消費量等級6の性能を有する断熱化等対策の申請（以下「上位省エネ等級申請」という。）の件数のみで予算枠を上回る場合は、上位省エネ等級申請で抽選を行う。
- 二 上位省エネ等級申請の件数が予算枠を下回る場合は、これらを優先して承認した後に、住宅性能表示基準の断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6の性能を有する断熱化等対策の申請の中から抽選により予算枠に達するまで承認を行う。

第4 申込承認及び不承認の決定通知

要綱第6条で定める申込みの承認の通知については別紙様式1とし、不承認の通知は別紙様式2とする。

第5 補助金交付申請書の提出期限

要綱第8条第2項で定める補助金交付申請書の提出期限は、補助対象事業の事業完了日（事業完了日が承認決定日より前の場合は、当該承認決定日）から起算して1月以内又は当該年度の2月20日（当該日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）のいずれか早い日とする。

第6 補助金交付申請書の添付書類

要綱第8条第2項で定める補助金交付申請書の添付書類については、別表のとおりとする。

第7 補助金の交付決定及び額の確定

要綱第8条で定める補助金交付申請書が提出された場合、補助対象事業の成果が補助金の承認の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを事業完了確認調書（別紙様式3）により調査し、適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に別紙様式4により、適合しないと認められるときは別紙様式5によりその内容を通知する。

第8 補助金の交付時期

当該年度の3月末日までに交付するものとする。

附 則

この要領は、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第6関係）

添付書類	留意事項
通帳等の写し	振込先口座の金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、名義人が確認できる通帳の表紙をめくった見開き部分（当座勘定照合表、インターネットバンキング口座情報画面等）の写しとする。
補助対象事業に要する経費を支払ったことがわかる書類（領収書又は通帳）	品目、金額及び支払い先がわかること。
検査済証の写し（建築基準法によるもの）	※建築確認申請の必要がない住宅の場合は不要。
工事監理報告書の写し	建築士法による様式にて、建築士が作成するものとする。
完成した住宅の写真	外観及び内観とする。
省エネ性能基準を有することを証する書類(いずれか一つ)	<p>1. 断熱等性能等級6以上かつ一次エネルギー消費量等級6の性能を有する断熱化等対策の場合</p> <p>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定による「設計住宅性能評価書」又は「建設住宅性能評価書」(断熱等性能等級6以上かつ一次エネルギー消費量等級6の性能を満たすもの)の写し</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による「BELS」(ベルス：建築物の建築物省エネルギー性能表示制度)による認証(断熱等性能等級6以上かつ一次エネルギー消費量等級6の性能を満たすもの)の写し</p> <p>(3) その他知事が認める書類の写し</p> <p>2. 断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6の性能を有する断熱化等対策の場合</p> <p>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定による「設計住宅性能評価書」又は「建設住宅性能評価書」(断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6の性能を満たすもの)の写し</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による「BELS」による省エネルギー基準の認証(断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6の性能を満たすもの)の写し</p> <p>(3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定による「長期優良住宅建築等計画認定通知書※」の写し</p> <p>(4) 都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による「低炭素建築物新築等計画の認定通知書※」の写し</p> <p>(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による「性能向上計画認定通知書※」の写し</p> <p>(6) その他知事が認める書類の写し</p>
工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し	契約日、金額及び契約者がわかること。
住民票の写しの原本	※住宅の購入の区分で申請した場合で、発行後1ヶ月以内のものに限る。
その他知事が必要と認める書類	事業実施のため、特に必要と認める場合に別途求める。

※ 令和4年10月1日以降に認定申請をした住宅が対象（ただし、変更認定は除く）